

# 目次

## 防火管理制度

防火管理制度とは	1
防火（防災）管理体制一覧図	2
「管理権原者」と「防火管理者」とは	3
防火管理者が必要な 防火対象物と資格	4
防火管理に係る消防計画とは	5-9
防火管理者の業務の委託について	10
甲種防火管理再講習について	11

## 統括防火管理制度

統括防火管理制度とは	12
統括防火管理者が必要な防火対象物	12
全体についての消防計画	13
〈統括防災管理者〉	13

## 防災管理制度

防災管理制度とは	14
防災管理者が必要な防火対象物	14
防火・防災管理再講習について	15

## 防火管理技能者制度

防火管理技能者制度とは	16
防火管理技能者が必要な防火対象物	16

## 防火・防災義務対象物一覧表

主な防火・防災管理関係義務一覧表	17-18
------------------	-------

# 防火管理制度とは

「防火管理」とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、実行することです。

### 「自らの生命、身体、財産は自らが守る」

これが防火管理の原則です。しかし、過去の火災事例をみると、防火管理体制に不備があったために火災が発生、拡大して、尊い人命や貴重な財産が失われてしまった事例が数多くあります。

「防火管理制度」とは、防火管理の実施を消防法第8条及び火災予防条例第55条の3で義務付けた制度です。

消防法では、「多数の者を収容する防火対象物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理を実行するために必要な事項を『防火管理に係る消防計画』として作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わなければならない。

としています。

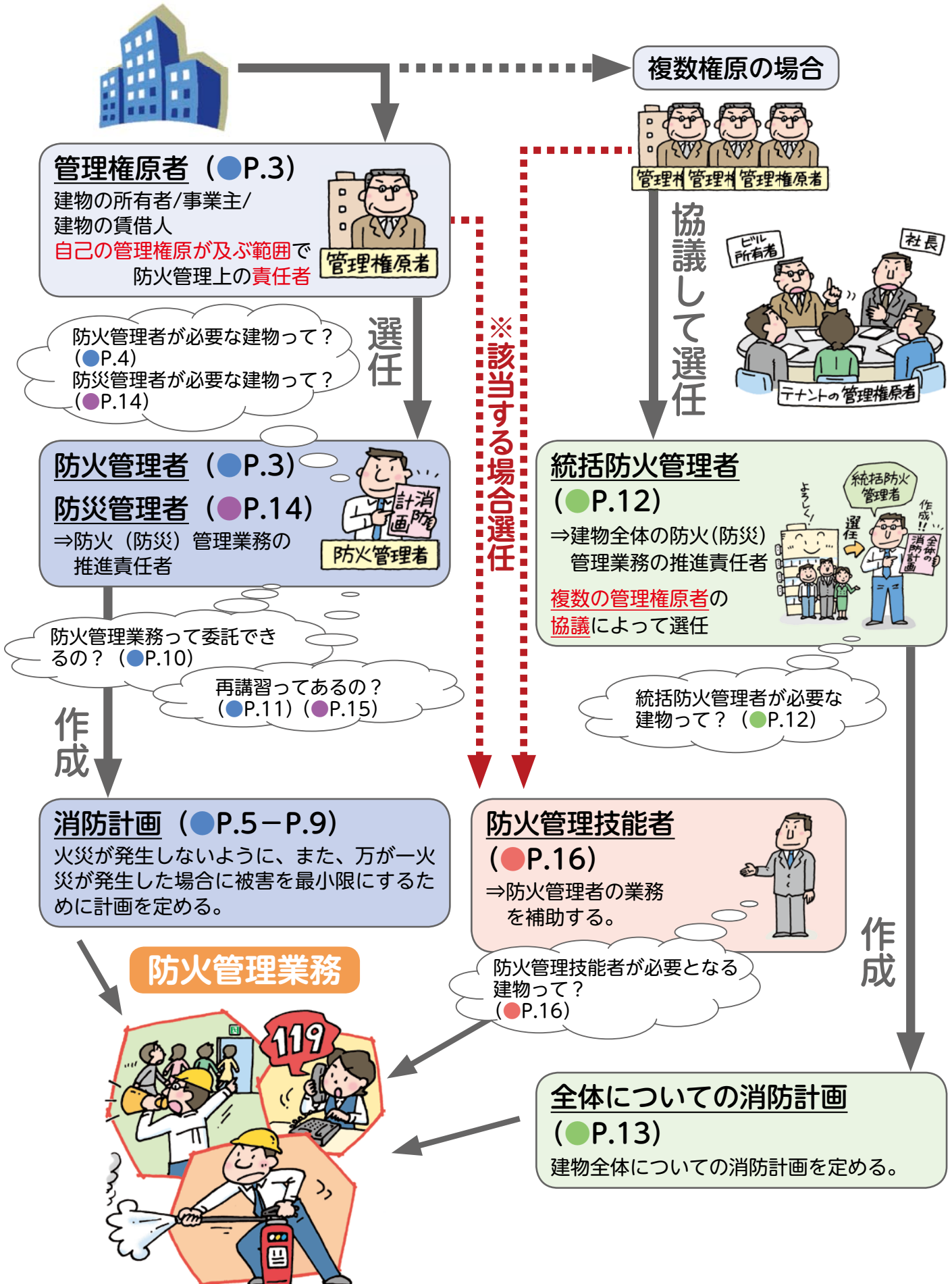
悲惨な火災を起こさないためにも、

**あなたの事業所でも  
防火管理体制を築きましょう。**





# 防火（防災）管理体制一覧図



## 管理権原者とは

消防法上の管理について権原を有する者（管理権原者）とは、防火対象物について正当な管理権を有し、当該防火対象物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者をいいます。

管理権原者は防火管理の最終責任者になります。



### 【管理権原者の例】

- 建物の所有者 { 株式会社などの会社では }
- 建物の賃借人 { 代表取締役社長など }
- 共同住宅の場合は所有者及び各住戸の居住者など

### 《管理権原者の責務》（消防法第8条一部抜粋）

- 防火管理者を選任する義務  
防火管理者を選任又は解任し、所轄の消防署長に届け出る。
- 防火管理業務を行わせる義務  
防火管理者に「防火管理に係る消防計画」を作成させ、防火管理業務が法令の規定及び「防火管理に係る消防計画」に従って適正に行われるように指揮、監督する。

## 防火管理者とは

防火管理者は、防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えた管理的又は監督的な地位にある方でなければなりません。

防火管理者には、次のような責務があります。

### 《防火管理者の責務》（消防法施行令第3条の2一部抜粋）

- 「防火管理に係る消防計画」の作成・届出を行うこと
- 消火、通報及び避難の訓練を実施すること
- 消防用設備等の点検・整備を行うこと
- 火気の使用又は取扱いに関する監督を行うこと
- 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を行うこと
- 収容人員の管理を行うこと
- その他防火管理上必要な業務を行うこと



# 防火管理者が必要な防火対象物と資格

防火管理者が必要な防火対象物等（①～⑤は消防法、⑥～⑨は火災予防条例に規定されています。）

- ① 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（避難困難施設）がある防火対象物は、防火対象物全体の収容人員が10人以上のもの
- ② 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある防火対象物を「特定用途の防火対象物」といい、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの（前①を除く。）
- ③ 共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途（非特定用途）のみがある防火対象物を「非特定用途の防火対象物」といい、防火対象物全体の収容人員が50人以上のもの
- ④ 新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
- ⑤ 建造中の旅客船で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
- ⑥ 同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの
- ⑦ 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が1,500㎡以上のもの
- ⑧ 50台以上の車両を収容する屋内駐車場
- ⑨ 車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの

● 上記の①～③については、次の用途・規模により、甲種防火管理者又は乙種防火管理者が必要です。④～⑨については甲種防火管理者が必要です。

## 〈防火対象物と防火管理者の資格区分〉

用途	特定用途の防火対象物			非特定用途の防火対象物	
	避難困難施設が入っている防火対象物	左記以外			
防火対象物全体の収容人員と延べ面積	10人以上	30人以上		50人以上	
	すべて	300㎡以上	300㎡未満	500㎡以上	500㎡未満

防火対象物区分	甲種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物
資格区分	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

## 〈テナントの防火管理者の資格区分〉

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	特定用途				非特定用途		すべて
	避難困難施設		左記以外				
テナント部分の収容人員	10人以上	10人未満	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて

資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者
------	---------	-------------	---------	-------------	---------	-------------	-------------

### 防火管理者の資格

防火管理者は、管理的又は監督的な地位にある方で、防火管理に関する知識及び技能の専門家としての資格を有していることが必要です。

その資格は、消防長等の行う防火管理講習\*修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者に付与されます。

\* 甲種防火管理者の資格は2日間、乙種防火管理者の資格は1日の講習を修了することで取得できます。

# 防火管理に係る消防計画とは

防火管理者の行う業務のうち、特に重要なものは、「防火管理に係る消防計画」の作成です。

「防火管理に係る消防計画」とは、それぞれの防火対象物やテナントにおいて、火災が発生しないように、また、万一火災が発生した場合に被害を最小限にするため、実態にあった計画をあらかじめ定め、職場内の全員に守らせて、実行させるものです。「防火管理に係る消防計画」に定める事項は、おおむね以下のとおりです。

- 消防計画の適用範囲
- 管理権原者及び防火管理者の業務と権限
- 管理権原の及ぶ範囲  
(管理権原の分かれている防火対象物の場合)
- 防火管理業務の一部委託
- 火災予防上の自主検査
- 消防用設備等の点検・整備
- 避難施設の維持管理
- 防火上の構造の維持管理
- 火気の取扱い
- 放火防止対策
- 収容人員の適正管理
- 工事中における安全対策
- 防火・防災教育
- 自衛消防活動
- 自衛消防の組織
- 自衛消防訓練の定期的な実施
- 地震、大雨等の発生時の自衛消防対策
- 営業時間外等の防火管理体制
- 消防機関との連絡等
- 震災対策\*

※ 東京都震災対策条例に定める事業所防災計画を消防計画の中に盛り込みます。

## 消防計画の適用範囲

消防計画を作成する上での根拠法令を明示し、消防計画に定めた事項がその事業所に勤務等するすべての人に適用されることを明確にします。

## 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

管理権原者には最終的な防火管理責任があること、防火管理者には防火管理業務の権限があることを明確にします。

## 管理権原の及ぶ範囲

管理権原が分かれている防火対象物については、管理権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等により図示し、明確にします。



自衛消防活動



火災予防上の自主検査



避難施設の維持管理



消防用設備等の点検・整備

一定規模の防火対象物の点検及び整備には、資格が必要となる場合があります。点検は委託して行うことができます。

法定点検の実施時期	
機器点検	6ヶ月ごと
総合点検	年1回

点検時期と点検者を定め実施します。

※特殊消防用設備は、「設備等設置維持計画」に定める期間



防火上の構造の維持管理

防火戸、防火シャッター等の付近には、閉鎖障害となる物品等を置かないようにします。



火気の手扱い



放火防止対策



収容人員の適正管理



工事中の安全対策



防火・防災教育

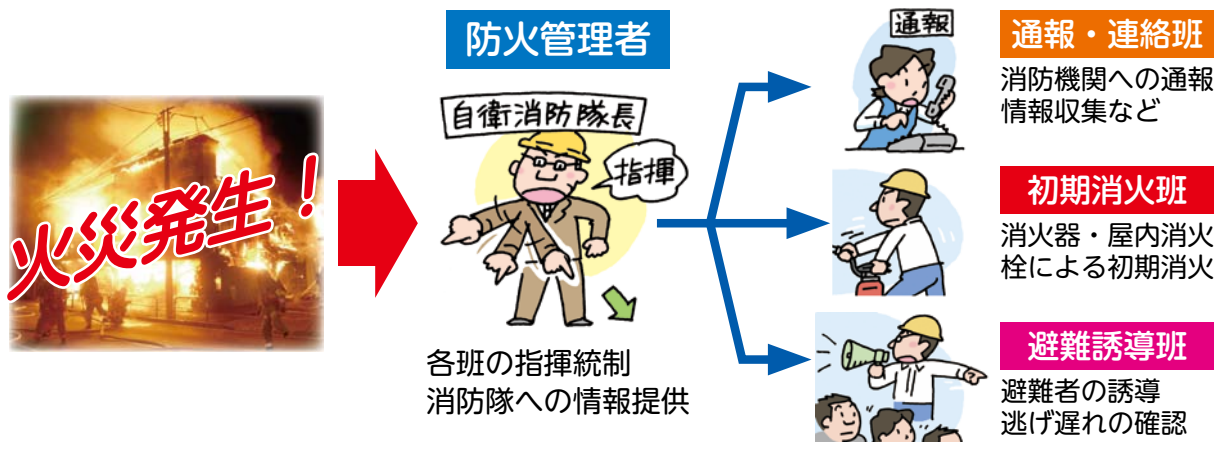


防火管理業務の一部委託

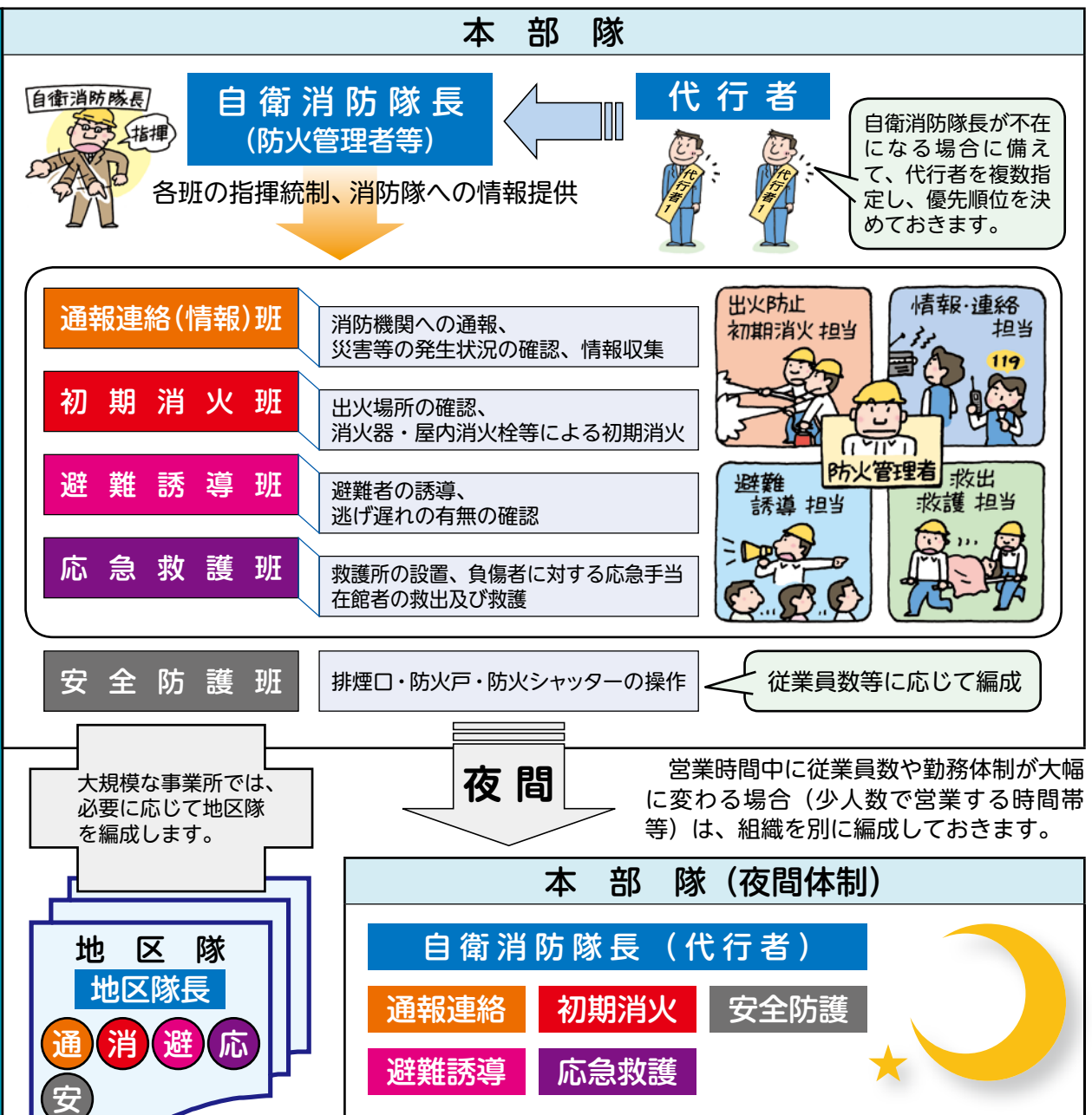


自衛消防の組織

火災時の活動



自衛消防の組織体系



## 自衛消防訓練の定期的な実施

火災、地震その他の災害が発生した場合の初期消火、通報連絡、避難誘導、救出・救護、消防隊への情報提供その他の自衛消防活動を効果的に行うための訓練を定期的に行います。

訓練種別	訓練回数		
	特定防火対象物※ <sup>1</sup>	地下駅舎※ <sup>2</sup>	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上		消防計画に 定めた回数
避難訓練			
通報訓練	消防計画に定めた回数		

※1 消防法施行規則第3条第10項  
 ※2 火災予防条例第50条の3第4項



## 地震、大雨等の発生時の自衛消防対策

地震、大雨、強風等に伴う災害（風水害）、大規模テロ等に伴う災害、防火対象物内での受傷事故等が発生した場合に、人的、物的被害を最小限にとどめるための対策を講じておきます。

### ○風水害対策

- ・台風や局地的な大雨による浸水等の被害に備え、ハザードマップ等により危険実態を把握しておきます。
- ・浸水の危険がある場合は、防水板や土のう等を準備しておきます。

### ○大規模テロ等に伴う災害対策

- ・大規模テロ等に係る警報等が発令された場合等の自衛消防活動要領を定めておきます。

### ○防火対象物内での受傷事故対策

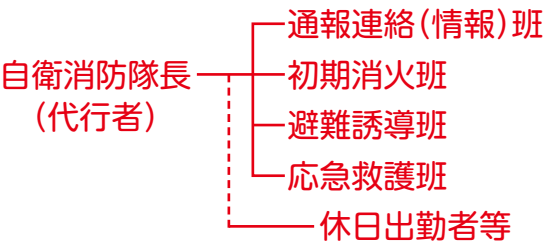
- ・受傷者又は急病人の救命処置を主眼とした活動を行います。



## 営業時間外等の防火管理体制

通常防火管理体制と異なるため、通常時とは別に計画を立て、任務を定めます。

《例》



緊急連絡先 防火管理者 Tel○○○○○  
 火元責任者 Tel○○○○○

## 消防機関との連絡等

- 届出等には（該当する場合に限る）
- ①防火管理者選任(解任)届出
  - ②消防計画作成(変更)届出
  - ③統括防火管理者選任(解任)届出
  - ④全体についての消防計画作成(変更)届出
  - ⑤自衛消防訓練通知
  - ⑥消防用設備等点検結果報告
  - ⑦防火対象物点検結果報告
  - ⑧工事中の消防計画届出
  - ⑨禁止行為の解除承認申請

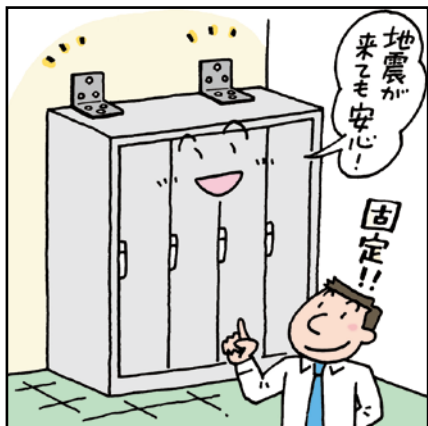
などがあります。



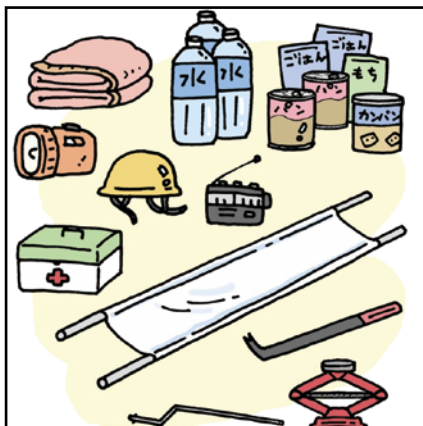
# 震災対策

東京都震災対策条例に基づき定めなければならない事業所防災計画を、消防計画の中に盛り込みます。

## ○震災に備えての事前計画



家具類の固定



非常用物品等の準備



従業員が施設内に待機するために3日分の飲料水、食糧、その他必要な物資を備蓄します。

## ○震災時の活動計画



救助活動・救護活動等



周辺地域への協力



帰宅困難者対策

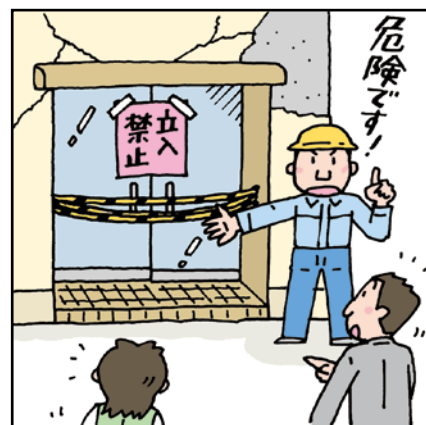
## ○施設再開までの復旧計画



インフラ途絶時の対策



二次災害の発生防止



被害状況の把握